

1. 事業の概要

平成23年6月に開催された第35回世界遺産委員会において「小笠原諸島」(東京都)が新たに世界自然遺産として登録された。

世界遺産条約第5条では自国の自然遺産を脅かす危険に対処することを可能にする実施方法を開発することとされており、小笠原諸島が有する世界的に顕著な普遍的価値を保全していくことが日本の責務となった。

小笠原諸島では、陸産貝類、昆虫類をはじめとする独自の生物相が世界遺産の価値として認められているが、侵略的な外来種の影響等によりこれらの生息が脅かされており、現に絶滅の危機に瀕している種もある。世界遺産に登録された際の世界遺産委員会からの勧告では、侵略的な外来種への対策等が要請されており、これらの勧告事項に適切に対応し、世界遺産としての価値を維持する必要がある。なお、世界遺産の価値を構成する要素が喪失した場合には、世界遺産としての根拠を失うこととなり、危機遺産への登録や世界遺産一覧表から削除されることとなる。

さらに、平成23年の世界遺産登録以降、利用者が例年の3割程度増加しており、また、定期航路以外のクルーズ船による入島者も増加している。そのため、利用者により引き起こされる生態系の攪乱のリスク等への早急な対応も必要である。

これらの状況を踏まえ、本事業においては、世界遺産の価値の保全対策を、地元との合意形成を図りつつ一層推進することによって、世界遺産としての価値を維持するとともに、世界遺産登録時の世界遺産委員会からの勧告を遵守し、条約に定められた締約国の義務を果たすことを目的とする。

2. 事業計画

① 世界遺産の保全管理に関する全体構想の策定

世界遺産の価値を維持するために、外来種対策、希少種保全などの総合的な保全対策を実施するための全体構想を作成する。

② 世界遺産登録時の顕著な普遍的価値の保全状況総合調査

世界遺産に登録された小笠原の顕著な普遍的価値の保全状況を把握し、今後の適切な対策の立案・実施に資するため、世界遺産地域の自然環境に関する総合的な調査を実施する。

3. 施策の効果

遺産地域の貴重な自然資源を適切に保全し、質の高い自然体験の提供と安定的な来島者の確保を進め、地域活性化を図る。

世界遺産委員会の勧告を踏まえた小笠原諸島保全管理対策

- 平成23年6月に我が国4番目の世界自然遺産として、“小笠原諸島”が登録。
- 登録時の勧告事項(侵略的な外来種対策の実施など)を踏まえ、小笠原諸島の世界的に貴重な価値を将来に引き継ぐため、より一層質の高い保全管理を行うことが必要。

世界遺産の保全管理に関する全体構想の策定

世界遺産の価値を維持するために、外来種対策、希少種保全などの総合的な保全対策を実施するための全体構想を作成する。



世界遺産登録時の顕著な普遍的価値の保全状況総合調査

世界遺産に登録された小笠原の顕著な普遍的価値の保全状況を把握し、今後の適切な対策の立案・実施に資するため、世界遺産地域の自然環境に関する総合的な調査を実施する。



- ◆ 小笠原諸島世界自然遺産の適切な保全管理を推進
- ◆ 貴重な自然資源の活用による安定的な利用者の確保、質の高い自然体験の提供